

本科 1 期 5 月度

解答

Z会東大進学教室

東大世界史



## 4章 中世世界の転換 I

### 添削課題

#### 解答例

アルプス以北の中世都市では、城壁内部の都市に土地と家屋を所有し居住する者に市民権を与えた。よって市民とは商人や手工業者をさす。商業の復活を見たこの時代、市民は各自の生業に従事するとともに、外部権力に対抗し自治都市の運営も行った。12世紀以来、大商人が商人ギルドを支配し市政を独占した。13世紀後半から手工業者の同職ギルドによるツンフト闘争を経て、手工業者の親方の市参事会加入が実現し市民による都市自治となる。市民は各々の属するギルドにより仕事の範囲が厳格に規制され、ギルドに属さない者の介入から守られた。

(250字)

#### 解説

##### 《中世都市》

一橋大学らしい中世ヨーロッパに関する出題である。中世都市をめぐる一般的な状況なら書きやすいであろうが、問われているのは中世都市に暮らす「市民をめぐる一般的な状況」を説明することである点に気をつけたい。

解答例では、まずは「市民」がだれであるのかを示しておいた。解答の書き方としては、古代ギリシアの都市国家の市民の特徴を比較する一文を加える方法も許されるであろう（例題8の理解が解答の参考になる）。商業の復活を受けて、11～12世紀に司教座の置かれた都市（司教座都市）・王宮・貴族居住地などと、その周辺に存在した商工業者居住地が合体し城壁で囲まれて新たな都市が誕生する。都市内部で市民が商工業に就くためには市民権を保有することが前提として必要であった。当然ではあるが、都市内部に市民権を有さない数多くの者も存在した。手工業の親方の下にいる職人や徒弟は市民とはされなかった。「市民をめぐる一般的な状況」への答えとして、これらの事項を示すことも許されるであろう。

問題文に「この時代の市民」とある。「この時代」を示す下線はケルンで12世紀に市民が自治権を獲得したことに引かれている。市民の状況への答えとして、彼らが市政に当たったことは書く必要がある。12世紀のみへの言及と問題文を理解するなら、商人ギルドを支配した大商人が市政を独占したことのみで答えをやめるべきであろう。ただ、「市民をめぐる一般的な状況」とあるので、13世紀に活発となるツンフト闘争と、その結果への言及はしてよいものと考えて解答例に書き込んだ。また、“都市の空気は自由にする”などの諺を用いて、領主権力が都市（自治都市）には及ばないことを記してもよい。農村では“空気は所有を生む”とされたのに対して、自治都市では“都市の空気は自由にする”とされた。前者が封建領主の強力な支配権を示すのに対して、後者は自治都市が特殊法域を形成し、領主権力から自由であることを示している。

ギルドの有する自由競争の原則を排除する点（原料・製造方法・価格の規制や、営業時間や顧客の割り当てなど）を細かに列挙する必要はなかろう。親方の下にいる徒弟は数年間の修行

の後に職人となる。職人は各地を遍歴し、各都市で親方について技術を磨き、最終的に親方昇進を決める作品が審査を通過すれば親方と認められる（実際には親方のポストは世襲されることが多く、狭き門であった）。市民たる親方は、非市民＝下層民たる職人や徒弟を厳格な身分的支配下に置いた。

最後に、解答例の初めに「アルプス以北の中世都市」としたのは、アルプス以北と以南のイタリア中世都市とでは特徴の違いがあるためである。アルプス以北のフランス・ドイツ・ベルギーなどの中世都市がこの出題の解答の対象としたもので、周辺農村と都市が区別されたものである。それに対してイタリアの自治都市（コムーネ）は、周辺農村部と都市が政治・経済的に一体性を有し、古代の都市国家的性格を保有し続けている（都市の上層市民は周辺農村部に土地を所有していた）。

解答例は、一定の考え方によって導かれたものである。ゆえに前提（問題の読み取り方）が異なれば、千差万別の解答が出てくることはいうまでもない。解答例や別解を鵜呑みにしないように。あくまで解答にいたるプロセスの一例である。

## 5章 中世世界の転換Ⅱ

### 添削課題

#### 解答例

神聖ローマ皇帝がイタリア政策に専念したために国内に分裂傾向が生まれてきた。叙任権闘争に敗れたことと大空位時代でその傾向は強まった。金印勅書によって帝国の分裂は回避されたものの皇帝権は強化されず、15世紀からハプスブルク家が帝位を世襲するものの領邦が集権化を進める領邦国家体制として発展していった。(147字)

#### 解説

##### 《中世ドイツの国家発展の特色》

へんな問題である。と同時によい問題でもある。「へんな」という語と「よい」という語は矛盾めいているようだが、実は同じ意味である。それをつかんでほしい。我々は過去のイメージをつかむ時に、歴史観なるものを知らず知らずの間に身に付けていることによって理解が可能になっていることにはほとんど無自覚である。その歴史観は所与であるがゆえに、なかなか修正がきかない。とくに話し言葉の環境だけで歴史を学んでいるとその傾向は強くなる。この問題文の主要求である「中世ドイツにおける国家の発展の特色」を述べよというところに注目してほしい。なぜ「発展」という語が使われているのか。おおよそこのようなイメージで歴史を学んでいるに違いない。

「イギリスやフランスは王権が強化されて国家がひとつにまとまっていった。しかしドイツはバラバラのままである。」というふうにイメージしていることはまずは間違いない。ところが、「ひとつにまとまっているのは“よい”ことだ。バラバラのままでいることは“悪い”ことだ。」という価値判断を交えてしまう人がなんと多いことか。ゆえに問題文に「発展」という言葉で中世ドイツを表現していることで、違和感を抱いてしまう。これが冒頭で「へんな」と表現した所以である。

つまり、バラバラ、というだけで学習をやめてしまうとこの問題に答える適切な表現が見つからないことになってしまう。イギリスやフランスのような歴史の発展の仕方がよいものであって、ドイツのそれはダメなものであるのではない。発展の仕方が違うだけなのである。それゆえ己の歴史観を修正する契機を与えてくれたという意味で「よい」問題なのである。

画期をなすいくつかの事件というのはイタリア政策、叙任権闘争、大空位時代、金印勅書を挙げておいた。「ハプスブルク家が帝位を世襲」という部分は削ってもよいと考えている。結局は、領邦という語がキーポイントになるのであろう。問題文の「中世ドイツ」というところが気になった。いつまで書かなければならないのだろうか。ルターの宗教改革のあたりまで書きたかったが、はたして16世紀は中世といえるかというとなかなか難しいし、字数制限が150字と短すぎる。判断に迷うところであるが、やはり入れないほうが無難であろうということにし、解答例には含めなかった。

\*別解\*

歴代の神聖ローマ皇帝がイタリア政策に熱中すると、帝国内の諸侯勢力が伸長し、11世紀の叙任権闘争での皇帝権の弱体化や、13世紀からの大空位時代により地方分権化は深化した。1356年の金印勅書は分権化に拍車をかけ、16世紀のルター・カルヴァンの宗教改革や17世紀の三十年戦争は帝国の宗教的・政治的分裂性を決定化した。(150字)

解答例は、一定の考え方によって導かれたものである。ゆえに前提（問題の読み取り方）が異なれば、千差万別の解答が出てくることはいうまでもない。解答例や別解を鵜呑みにしないように。あくまで解答にいたるプロセスの一例である。

## 6章 中世の崩壊

### 添削課題

#### 解答例

ドイツでは贖宥状販売を機に始まるルターの改革に対し、彼を教皇は破門し皇帝は政治的压力を加えたが、分権的政治状況にあったため皇帝に対抗し宗教改革を支持するルター派諸侯が現れた。ルターが農民戦争に際し社会秩序維持のため反乱鎮圧を諸侯に求めたこともルター派諸侯を生む一因となり、皇帝とルター派諸侯はシュマルカルデン戦争を戦った。アウグスブルクの和議で諸侯と帝国都市にカトリックかルター派かの選択権が承認されたことで、領邦教会制が確立しドイツの政治的分裂が深まった。イギリスで国王の離婚問題を機に始まる改革は、ヘンリ8世が議会立法を通じて主導し、首長法で国王がイギリス国教会最高の首長とされた。エドワード6世は教義を確立し一般祈禱書を作った。メアリ1世のカトリック復活を経て、エリザベス1世が統一法で一般祈禱書の使用を義務化した。国王は政治・宗教の統治者となり、中央集権化を進めて絶対王政の確立へと向かった。(400字)

#### 解説

#### 《宗教改革》

解答に際しては、まず「政治的帰結」を考え、その後にその「帰結」へ至る過程をコンパクトにまとめていくこと。「政治的帰結」とは何かを考える（思い出す）には2つの指定語句が大いに役立つ。なお、現行の多くの高校教科書は「アウクスブルク」と表記するが、この解答例・解説文中では指定語句の表記に従い「アウグスブルク」をもちいる。

ドイツ（神聖ローマ帝国）においては中世以来の政治的分裂傾向が続いていた。金印勅書（1356）は皇帝権に対抗する有力諸侯の自立的地位を強めることとなった。この状況下にルターの宗教改革は有力諸侯の政治的・世俗的な思惑と合致する形で進行する。ルターへの皇帝カール5世の圧力に対して、ザクセン選帝侯がルターを保護したことはいうに及ばず、ザクセン以外にもルターを支持した領邦君主や帝国都市が存在した。皇帝勢力と反皇帝勢力の対立図式がルターの主張への賛否の背後に存在していた。加えて、宗教改革運動開始直後に発生したドイツ農民戦争が身分秩序の否定を唱えるに至り、ルターが反乱鎮圧を諸侯に呼びかけたこともルター派諸侯を形成する要因となる。皇帝とルター派諸侯のシュマルカルデン戦争を経て、アウグスブルクの和議で「統治する者の領域、統治する者の宗教」という原則が確立し、諸侯と帝国都市に宗教上の領邦主権が認められた。領邦君主は自領邦内の「最高の司教」としての立場を得て、領邦内の修道院を解散しその財産を没収した。このような領邦君主の支配機構として確立されたのが領邦教会制であり、ドイツの政治的分裂をさらに後押ししていった。

イギリスにおいては中世末期から王権による中央集権化が進んでいた。テューダー朝ではヘンリ8世の離婚問題を機にして宗教改革が始まる。イギリス議会が一連の改革法案を成立させ、首長法（国王至上法）で国王をイギリス（イングランド）国教会の「唯一最高の首長」と定めた。この後にヘンリ8世は国内修道院を解散し、教会財産を国庫に組み入れる。この国王主導

の改革に対して、有名なトマス＝モアの反対などはあるが、ドイツでのシュマルカルデン戦争のような大規模な国内での宗教戦争はイギリスでは起こらなかった。イギリスの宗教改革がローマ＝カトリックから決別し王権強化をめざすものであることは、ヘンリ8世が教義の問題は後回しにしたことからも明らかである。エドワード6世は改革派へ傾倒し、一般祈禱書の作成でカルヴァン派的因素の強い教義をまとめる（イギリス国教会が儀礼面ではカトリック的因素を継承することはご存じであろう）。メアリ1世はカトリックを復活させたが、エリザベス1世は統一法で一般祈禱書の使用を義務付け、イギリス国教会体制を復活し根付かせていった。イギリスでは政治・宗教両面で国王を統治者とする絶対主義の体制が築かれていた。

ドイツではアウグスブルクの和議後の領邦教会制下において領邦君主が、イギリスでは首長法で国王が宗教を管理下に置く点は類似している。

解答例は、一定の考え方によって導かれたものである。ゆえに前提（問題の読み取り方）が異なれば、千差万別の解答が出てくることはいうまでもない。解答例や別解を鵜呑みにしないように。あくまで解答にいたるプロセスの一例である。

## 7章 絶対王政 I

### 添削課題

#### 解答例

三十年戦争は1648年のウェストファリア条約で終結した。プロテスタントはルター派のほかにカルヴァン派も公認された。領邦の主権も認められたことで神聖ローマ帝国は有名無実化しドイツの分裂が決定的となり、西ヨーロッパに主権国家体制が確立した。フランスがアルザスなどを獲得し、すでに事実上の独立を勝ち取っていたオランダとスイスが独立を承認されたことは、ハプスブルク家の全面敗北を意味した。帝国が有名無実化したこととあわせて、以後ハプスブルク家は自国の領土強化に専念し東方へ勢力を伸ばしていった。領邦の中でブランデンブルク＝プロイセンが領土を拡張し、ドイツ西部が戦争で荒廃したことによってドイツの中心が東部へ移動した。戦乱による人口の減少はドイツの近代化を大きく遅らせることになった。スウェーデンは西ポンメルンなどを獲得しバルト海沿岸に勢力を伸ばした。そのため良港を失ったハンザ同盟は解散に追い込まれた。(395字)

#### 解説

#### 《三十年戦争の結果とドイツへの影響》

問われている主要求は2つ。

①三十年戦争の結果

②三十年戦争がドイツに及ぼした影響

もちろん三十年戦争の結果といえばウェストファリア条約のことだが、それだけではない。三十年戦争の終結条約といえば、ウェストファリア条約以外にはありえないが、単に三十年戦争の結果となれば、ドイツの荒廃（人口が1／3も減少したことなど）について触れないわけにはいかない。もちろん教科書を見ながら書くだろうから、これらのことも三十年戦争のところに載っているので気づくであろうが、本番ではこういうことをついつい見落としてしまう人が多い。

さて、問題文で問われている要求はそれだけではない。「以上のような点に留意しながら」とある。「以上の点」とは何をさしているのだろうか。ウェストファリア条約の内容を改めて列記した上で、文章をもう一度丹念に読んでみると、次の点が目につくだろう。

「宗教戦争としてはじまった」…………カルヴァン派が公認された

「フランスの介入」……………アルザスなどを獲得

「スウェーデンの介入」……………西ポンメルンなどを獲得

「多数のヨーロッパ諸国が関与」………ブランデンブルク＝プロイセンの台頭など

「ヨーロッパ最初の国際会議」………神聖ローマ帝国の有名無実化（諸侯が主権を獲得）

西欧に主権国家体制が確立される

結果は以上のことと書けばよいだろう。それ以外にも、もちろんドイツの荒廃については忘れてはならない。問題はそれがドイツに与えた影響ということであろう。「それが」というところに注目したい。これらが全てドイツに影響を与えたのか、それともこの中の任意のものからドイツに与えた影響を書くのか。後者であると解釈したい。ドイツの荒廃ということは問題文の留意点には明示されていないが、ドイツの荒廃から近代化の遅れ、というのはぜひ書きたいところだ。

ウェストファリア条約の語は問題文に載せられていないので、書き出しとしては必要な語だと思われる。結果と影響のつながりを重視したので、表現がまどろっこしくなってしまったかもしれない。今後も戦争の結果として様々な条約を覚えていくだろうが、必要以上に細かな内容まで覚えることはない。それよりも、それらが後に与えた影響などについて押さえる方がはるかに実りがある。学習するピントがずれないようにしてほしい。

#### \*別解\*

ブルボン朝フランス王国の神聖ローマ帝国に対する分裂性の助長が働き、1648年のウェストファリア条約により、スイス・オランダの両ハプスブルク家からの国際的独立の承認がなされた。同時に神聖ローマ帝国内の諸侯と帝国都市には主権が承認され、またアウクスブルクの和議の再確認に加えてカルヴァン派が承認された結果、帝国の政治的・宗教的分裂性が決定化した。この結果、婚姻・相続政策を通じて、帝国外に国際的影響力を持ったハプスブルク家の後退とは対照的に、フランスとスウェーデンが強大化、とくにブルボン朝の絶対主義化が促される一方で、戦乱による国土の疲弊を受けたドイツ地方は、復興に遅れて後進国化を余儀なくされ、各領邦ごとの絶対主義の強化が進められた。戦争の打撃の比較的少なかったプロイセンは、軍国主義を急速に強化、後退したハプスブルク家に匹敵し得る国力を高め、後年の帝国内における二元的対立構造の萌芽が見られ始めた。(398字)

解答例は、一定の考え方によって導かれたものである。ゆえに前提（問題の読み取り方）が異なれば、千差万別の解答が出てくることはいうまでもない。解答例や別解を鵜呑みにしないように。あくまで解答にいたるプロセスの一例である。







会員番号	
------	--

氏名	
----	--